

## 出席停止となる感染症（学校感染症）

学校において出席停止扱いとなる感染症は別紙のとおりです。学校感染症と診断された場合は、速やかに学校に連絡をし、医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。これらの感染症は「出席停止」とするよう日本の法律で定められているので、補習校でも欠席扱いにはなりません。ただし、風邪は感染症ですがここで言う「学校感染症」ではありませんので、出席停止の扱いにはなりません。また、児童生徒本人が感染していなければ、出席停止とはなりません。



なお、完治して登校する際は、「学校感染症罹患申告書」を保護者により記入のうえ、担任に提出してください。その際、学校感染症等にかかった（疑いがある）ことを証明するためのものを裏面に添付してください。証明するものは処方箋や薬の説明書の写し又は、ART等検査結果の写真でも良いです。申告書に記載される事項は次の通りです。

① 感染症名 ② 出席停止期間 ③ 医療機関名 ④ 保護者氏名 となります。

申請書はホームページからダウンロードできます。出席停止の申請がない場合や、記載に不備がある場合、証明するものがない場合などは出席停止の扱いとはならないこともあります。（その場合は、**欠席** [病欠、又は事故欠席] となります）

### 「学校規則」の改正

上記の出席停止に関して、**学校規則の改正**を行いました。これまでは、児童生徒の**性行不良**である「教育上、他の児童生徒に著しく妨げとなる時」を出席停止の要件としていましたが、11月の第4回運営委員会において、**学校感染症**である「児童生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある時」も出席停止の要件に加えました。

### 行事予定【12月の行事予定】

12月11日 冬休み図書貸出

12月18日 平常授業（冬休み前最終授業日）冬休み図書貸出

### 学校からのお知らせ



日本人会「書初め展」に出展希望の人は、家で書いて12月18日（土）までに担任に提出してください。12月18日までに提出があった児童生徒の書道作品を日本人会「書初め展」に出展します。そのときはぜひ、足をお運びください。

【展示期間】1月1日（土）～1月16日（日）

【作品展示場所】日本人会会館2階 アトリウム

※作品展示場所は、日本人会館内で変更になる場合があります。ご了承ください。

## 出席停止扱いの感染症（学校保健安全法施行規則第18・19条参照）

### 第1種 感染症法の一類および二類感染症

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群 重症急性呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで

### 第2種 飛沫感染で、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

病名	出席停止期間 (病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。)
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

### 第3種 学校において流行を広げる可能性がある感染症

病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

その他の感染症：必要があれば学校長が第3種感染症として措置をとることができる。  
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など

### 新型コロナウイルス(新型インフルエンザ等感染症)

指定感染症……一類から三類感染症に準じた措置ができる